

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備や子育て支援施策、人口減少に伴う地域活性化対策はもとより、D X化の推進や脱炭素化、物価高騰対策など多岐にわたる新たな役割が求められています。

加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

こうした現状を踏まえ、政府は、いわゆる「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきましたが、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大と慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き十分な一般財源総額の確保が求められます。

令和8年度地方財政計画は、こうした物価高や人件費の増大に対応する内容になっていますが、令和9年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実を図るなど、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映した地方財政が実現されるよう、政府に以下の事項を求めます。

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体D X、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育て支援、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、さらに高まりつつある社会保障ニーズが地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を

支える人材の確保に向けた地方公共団体の取組を支えることができるよう十分な財政措置を講じること。

- 3 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなど、地方公共団体に対し特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 4 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体D Xにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 5 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 6 地方公共団体が実施する事業において、受託者が労務費への適切な価格転嫁を行うことができるよう、地方公共団体に対し、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月23日

三 原 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

国 土 交 通 大 臣

デ ジ タ ル 大 臣

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助） あ て